

# 第7期 美瑛町障がい福祉計画（案）

## 第3期 美瑛町障がい児福祉計画（案）

### 概要版

#### 1 計画策定の背景

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、これまで身体、知的、精神等の障がい種別ごとに対応してきた障がい福祉サービスを「市町村を中心に年齢・障がい種別を超えた一元的な体制を整備し、地域における障がい者福祉を実現する」という方向が示され、計画的なサービス提供基盤の整備のため、市町村に「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。

また、平成28年6月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、同法に基づく児童福祉法において「障がい児福祉計画」の策定が市町村に義務付けられ、現在に至ります。

#### 2 計画策定の主旨

本計画は、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくため、平成18年度の第1期障がい福祉計画の策定以来、通算6期にわたって障がい福祉計画を策定してきました。これまでの計画の実績や障がいのある方等の意向を踏まえたうえで、今後の障がい者及び障がい児施策の成果目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策について定めています。

#### 3 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、本町における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

また、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者施策の基本方針を総合的、体系的に定めた「市町村障がい者計画」の生活支援分野や就労分野等の施策の一部を構成します。さらに、国の「障がい者基本計画」、北海道の「北海道障がい福祉計画」等を踏まえるとともに、「美瑛町まちづくり総合計画」、「美瑛町地域福祉計画」等の各計画との連携及び調整を図っていきます。

#### 4 計画の期間

市町村障がい福祉計画及び市町村障がい児福祉計画は、3年を1期として策定することを基本としていることから、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としています。

## 5 主なサービスの実施目標

### (1) 障がい福祉サービス

	単位	R 5 年度 (見込)	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
生活介護	人/月	6 2	6 2	6 2	6 2
居宅介護	人/月	1 1	1 1	1 2	1 2
就労移行支援	人/月	0	1	1	2
就労継続支援 A 型	人/月	1 3	1 3	1 5	1 6
就労継続支援 B 型	人/月	4 7	4 6	4 8	4 9
療養介護	人/月	3	3	3	3
短期入所	人/月	2	3	3	3
共同生活援助	人/月	2 9	2 9	3 1	3 3
施設入所支援	人/月	3 0	3 0	3 0	2 9
計画相談支援	人/年	1 4 4	1 4 5	1 4 5	1 5 0
児童発達支援	人/月	3 2	3 2	3 2	3 2
放課後等デイサービス	人/月	7 2	7 2	7 4	7 5
障がい児相談支援	人/年	1 0 8	1 0 8	1 1 0	1 1 2

### (2) 地域生活支援事業

	単位	R 5 年度 (見込)	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
日常生活用具給付	件/年	4 4 5	4 4 5	4 5 0	4 5 5
移動支援事業	人/年	1 6	1 7	1 7	1 8
日中一時支援事業	人/年	9	1 0	1 1	1 2

## 6 計画の点検、達成状況の評価

本町では、相談支援事業等で把握されたニーズに基づいて対応すべきサービス資源やシステムのあり方を協議し対応することを目的に設置している「美瑛町地域自立支援協議会」において、意見等を求めながら所要の対策を講じていきます。

## 7 計画の推進に向けて

本計画の確実な推進を図るため、関係機関や町内外の様々な関係施設がそれぞれの役割を担い、相互に協力しあえるように有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある方が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。